

# 石島会計メモ

平成25年9月号



中央区日本橋本石町  
3-3-15 田所ビル  
石島公認会計士事務所  
(03)3275-1311  
発行責任者 石島洋一

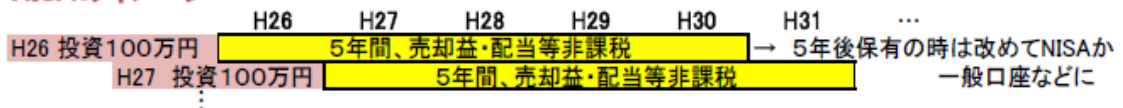
## にーさ NISAって、なにさ？

### ☆☆少額投資非課税制度

現在、上場会社の株式を売却したり、配当を受け取ったりしたときには10%程度の税金（所得税、住民税、復興税）が課せられています。それが、来年からは倍の約20%に増えることになっています。そうなってくると、株式への投資が減少する可能性がありますので、政策的に株式投資等を促進しようと考えられたものがNISA（少額投資非課税制度）です。

20歳以上の個人が、NISA専用口座を作り、その口座からの株式投資や投資信託をした場合には、株式の売却益や配当、投信の分配益などは非課税となるものです。但し、投資金額は1年間に100万円までで、非課税期間は5年間です。つまり、5年間で500万円の範囲の投資が適用できるわけです。この制度の運用は来年からですが、この10月から予約登録が始まります。

### NISAのイメージ



### ☆☆銀行が良いか、証券会社が良いか

NISA専用口座は、一人一口座のみです。もうすでに金融機関からの勧誘は始まっていますが、複数の金融機関に出していても、認められるのは一口座で、4年間他の金融機関では作れないことになっています（但し、4年間拘束はおかしいということで、見直しがされる予定です）。

さて、その専用口座を作る場合、銀行に作るか、証券会社に作るかが問題になります。取り扱う商品に差があるからです。

株式投資について取り扱えるのは証券会社だけで、銀行は扱うことが出来ません。銀行は株式投資信託のみとなります。証券会社は投資信託も扱えますので、銀行の選択は不利になります。しかし、今、NISA専用の投資信託の設定がものすごく増えており、その面からは銀行を選ぶ選択肢もあると思います。

## ☆☆売却損がでても、通算できない

今の税法では、上場株式を売却して売却損が出た場合、同じ年度の上場株式譲渡益や配当金などの利益からその売却損を控除することができます。その売却損が大きく、控除しきれない場合には3年間、繰越控除が出来ます。これは、株式で失敗した場合には、非常に有利な制度です。



この制度は今後も継続するのですが、NISAには、NISA専用口座以外（一般口座、特定口座）で取り扱われている株式売却益や配当金などと損益通算する制度はありません。つまり、NISA口座で得た利益は非課税ですが、そこで損失が出た場合、一般口座などで得た利益とは通算できないのです。3年間損失を繰越す制度もありません。

NISA専用口座の株式等を期限一杯（5年間）保有したときは、改めてその年（6年目の）NISA専用口座に移すことも可能です。しかし、その際に一般口座で受け入れる株式は、そのときの時価でとになっていますので、評価損が出ている場合はその評価損は切り捨てられてしまいます。値下がり損はまったく役に立ちませんから、NISAで投資しようとするものは値下がりしないものにするべきです（そんな方法がわかれば苦労はしないのですが（笑））。

## ☆☆それでもNISAは魅力的

上述した損益通算や繰越控除の制度がないことは、大きなデメリットであることは間違いありませんが、やはり非課税制度は魅力的です。NISAで投資した株式が大幅に値上がりしても非課税なのですから、投資家に有利な税制ではあると思います。もっとも、100万円で購入した株式が、購入直後に暴騰し、売却したとしても、その年に再び100万円枠を使うことは出来ません。あくまで、NISAで投資できるのは年間100万円までです。

値上がり益の見込める株式に投資するのは魅力的ですが、配当金の高い会社を選ぶことも選択肢と言えます。あるいは、投資信託なども通常の株式投資と比べればリスクは少ないでしょう。資金に余裕のある方にはお勧めの制度です。

なお、NISAについて、税法的質問のある場合は、石島会計事務所または担当者におたずねください。ただし、どんな株が値上がりするかのご質問については、知っているてもお答えしませんので、念のため。



(文章 石島洋一)

# 出来ました、ヤマトの本

できたてホヤホヤの本『クロネコヤマト「感動する企業」の秘密』を謹呈させていただきます。

ヤマトの会社の良さを、一人でも多くの人に知って頂きたい、ずっと前からそう思っていました。昨年、かなりの時間を使い、あちこちのヤマトの取材を行い、現場を見させてもらいました。また、経営トップの方々にも多くのお話しをお伺いして、出来上がったのが、お送りした本です。

会計や経営分析の本は、もう40冊くらい書いてきましたが、会計以外の本を書くのは初めてです。そこで、毎月「石島会計メモ」をお送りしている皆様に読んで頂きたく、ご送付致しました。

経営者はもちろん、社員の方、あるいは仕事に携わっていない方にも楽しく読んで頂ける内容としたつもりしております。



送付は終了致しました。

多数のご要望をいただき、どうもありがとうございました。

石島洋一

## 石島公認会計士事務所 移転のお知らせ

約一月後の10月19日(土)、事務所を移転致します。現在の事務所からは数百メートル離れた場所ですが、今度は神田の賑わいの中に入り込む感じですよ(今の事務所よりJR神田駅寄りになります。地図等は来月号で)。

新しい場所で心機一転、より一層お客様のお役に立てるよう一同頑張っていくつもりですので、よろしくお願い致します。

新事務所 〒103-0021

中央区日本橋本石町 4-5-12 友泉<sup>ゆうせん</sup>本石町ビル3階

TEL (03) 3275-1311 (変更ありません)

FAX (03) 3275-1330 (変更ありません)

石島洋一著

クロネコヤマト「感動する企業」の秘密  
(PHPビジネス新書)



送付 申込み

送付は終了致しました。  
多数のご要望をいただき、どうもありがとうございました。